

令和 7 年度野田市教育委員会重点施策

◎教育総務課

重点目標

- (1) 教育委員会の機能の充実
- (2) 学校施設・設備の充実

具体的施策

- (1) 教育委員会の機能の充実

- ①教育委員による教育機関の視察

- ・教育委員としての見聞を広めるため、教育機関の視察を行い、学校等の現場の様子や課題等を把握する。

- ②教育委員会会議の活性化

- ・教育委員会会議において、議案及び報告の他に、検討課題について教育委員と意見交換を行う。

- ③学校事務の効率化

- ・学校の修繕や物品購入に伴う契約及び支払事務等の効率化を図る。

- (2) 学校施設・設備の充実

- ①野田市学校施設長寿命化計画に基づく施設整備等の実施

- ・野田市学校施設長寿命化計画に基づき、施設整備等を行うため、予防保全的な維持管理を重要視し、施設の基本情報、修繕等の工事履歴及び劣化状況等の情報を蓄積し、長寿命化に向けた施設整備に努める。
 - ・小中学校のトイレの洋式化については、児童生徒用トイレの洋式化を計画的に進める（令和 6 年度までに全小学校完了、令和 7 年度から中学校の工事開始）。
 - ・防災拠点としても機能する小中学校の体育館に空調設備を設置する（令和 7 年度に中学校から設置開始）。
 - ・二川小学校第一校舎廊下等改修工事
 - ・第二中学校体育館屋根改修工事
- ②学校敷地内の立木に対する計画的剪定等の実施
 - ・小中学校及び幼稚園の敷地内の立木が高木及び老木化しているため、剪定及び伐採について計画に基づき 5 カ年計画で実施する。

◎生涯学習課

重点目標

- (1) 生涯学習の充実
- (2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組
- (3) 史跡や文化財の保存と活用
- (4) 伝統文化の継承
- (5) 文化の発信と振興
- (6) 生物多様性自然再生の取組
- (7) 家庭教育学級の充実
- (8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組
- (9) いじめ・虐待防止対策の推進
- (10) 生涯学習施設・設備の充実
- (11) 青少年の健全育成活動の推進
- (12) 青少年の非行・被害防止
- (13) 地域との連携の推進

具体的施策

(1) 生涯学習の充実

①生涯学習情報の提供

- ・市民の生涯学習機会の充実を図るため、各公民館、生涯学習センター及び各コミュニティ会館の講座やグループサークル情報を取り纏め、学習を希望する市民に対し、情報を提供する。

②高齢者向けスマートフォンの使い方講座の開催

- ・高齢者のスマートフォンを利用した情報の収集及び伝達の手段の拡充を図るため、65歳以上の市民を対象に、スマートフォンの使い方の講座を開催する。

③市民提案による公民館事業の実施

- ・市民や団体が持つ知識や経験を、公民館で実施する講座や催しに反映し、公民館とともに地域の活性化と地域で活動する団体の育成を図るための市民提案事業を開催する。

(2) 鈴木貫太郎記念館の再建への取組

①鈴木貫太郎記念館建設準備担当と協調した鈴木貫太郎記念館の再建に向けた取組

- ・記念館の再建を計画的に進めるため、鈴木貫太郎記念館建設準備担当と協調した広報活動を行うとともに、現記念館への来館者に対して、貫太郎翁の功績の解説及び再建への取組を周知する。

②現鈴木貫太郎記念館の所蔵資料の修復

- ・記念館の再建に向け、展示資料としての価値を失うことのないよう所蔵資料の修復を計画的に行う。

(3) 史跡や文化財の保存と活用

①文化財出前授業の実施

- ・文化財への興味・関心を高めるとともに文化財の正しい理解を深める機会として、小学生を対象に野田市の歴史に関わる出前授業を開催する。

②文化財保存活用地域計画の作成

- ・地域における文化財の計画的な保存・活用の推進等の指針とするため、「野田市文化財保存活用地域計画」の策定を継続して行う。

(4) 伝統文化の継承

①市内に伝わる民俗芸能の保存、後継者の育成

- ・「野田市民俗芸能のつどい」の開催を支援し、市内に伝わる民俗芸能の保存、後継者の育成を図り、伝統文化の継承に努める。

(5) 文化の発信と振興

①市民の文化・芸術活動の推進、奨励

- ・より一層の文化・芸術活動の振興を図るため、市民の文化・芸術活動の成果を発表する場として「野田市文化祭」を野田市文化団体協議会と共催し、多くの市民に鑑賞していただくよう努め、活動内容の情報を発信する。

また、市民の文化・芸術活動を推進するため、関東規模以上の大会に出場、出品した個人、団体に対して奨励金を交付する。

②絵画展示事業の実施

- ・市民が芸術に触れ合い情操を豊かにすること並びに文化芸術活動の振興を図るため、野田美術会会員の優れた作品を市役所エレベータホール及び展望ロビーに展示する。

また、「子ども美術展」として、こども県展に入賞した市内小中学生の作品を中央公民館等に展示する。

(6) 生物多様性自然再生の取組

①公民館及び生涯学習センターにおける環境教育学習の推進

- ・野田市のみどり豊かな自然環境を次世代の子どもたちに継承していくため、生物多様性の重要性を市民によりわかりやすく伝え、理解していただくことを目的に、公民館及び生涯学習センターにおいて、江川地区などでのフィールドワークや環境教育講座を実施する。

(7) 家庭教育学級の充実

①公民館における連続講座の開設

- ・保護者が、子供の心身の発達や子供たちを取り巻く様々な問題を理解し、家庭教育の必要性和親子の関わり方を学ぶ機会として、公民館において連続講座を実施する。

(8) 学校・家庭・地域連携協力推進事業の取組

①関係課と連携した訪問型も含めた家庭教育支援事業の実施

- ・福祉や学校教育などの関係機関と協力し、子育て中の親子の居場所づくりを提供する「みんなのすくすくひろば」を開設し、親子のふれあい、絆を深めることができるよう努めるとともに、他の親子と交流を図る目的として「親子参加型講座」を開設する。

また、孤立しがちな親や困難を抱える親等に対して、家庭教育支援事業の情報提供と家庭教育相談を実施する。

家庭教育学級への参加機会を拡大するため、就学時健康診断や入学説明会などの機会をとらえ、学校を会場とする出前講座を開催する。

②子ども未来教室の開設

- ・基礎学力の向上や学習習慣の定着、学習に対する興味関心を高めるため、市内公立中学生に英語と数学を中心に学習支援を行う。更に、授業への理解の差が目立ってくる小学校3年生も対象に国語と算数の学習支援を行う。

(9) いじめ・虐待防止対策の推進

①公民館長と地域の方々との情報交換の実施

- ・児童虐待事件に係る再発防止策の一つとして、各地区の公民館長が地域の自治会長等と懇談会や情報交換を行い、虐待情報を積極的に収集する。

②公民館講座等における虐待防止の啓発

- ・子育て中の孤独感を払拭し、子育ての悩みや疑問、不安の解消を図るとともに、家庭教育の必要性和親子の関わり方を学ぶ機会として、家庭教育学級の公民館における連続講座及び学校での出前講座を実施する。また、子育て中の親子の居場所づくりを提供する「みんなのすくすくひろば」を公民館で開設する。

(10) 生涯学習施設・設備の充実

①野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づく施設整備等の実施

- ・野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づき、施設整備等を行うため、予防保全的な維持管理を重要視し、施設の基本情報、修繕等の工事履歴及び劣化状況等の情報を蓄積し、長寿命化に向けた施設整備に努める。

(11) 青少年の健全育成活動の推進

①青少年育成活動の継続実施及び市民への周知

- ・次世代を担う子どもたちが健やかに成長するよう、青少年健全育成団体と協力し

ながら、各種イベントを実施するとともに、市民への周知を図る。

②青少年健全育成団体との連携及び支援

- ・ 青少年の健全育成に携わる団体が、その活動をスムーズに展開できるよう活動場所の提供や補助金の交付を通して活動を支援する。

③青少年健全育成団体間での情報交換の促進

- ・ 育成団体の会議等に市職員が出席した際に青少年の健全育成に関わる情報を提供し、情報交換、共有を図る。

(12) 青少年の非行・被害防止

①街頭補導の実施

- ・ 安全安心な社会環境実現のため、青少年センターの社会教育指導員及び青少年補導員らにより、子どもたちの見守りパトロールを行う。合同街頭補導を始め市内で実施されるイベントや県下一斉に実施する街頭補導において、「愛のひとこえ活動」を行いながら、非行防止・健全育成や不審者対策等に努める。

②子ども安全情報のメール配信

- ・ 学校や保護者からの不審者情報をメール配信し、家庭・地域・学校と情報を共有して、児童生徒を被害から未然に防止する。

③情報モラルに関する啓発活動の強化

- ・ 保護者を対象に、子どもたちがインターネットやスマートフォンを安全に正しく使うための講習会を開催し、フィルタリング等による監視・制限を行うことでネット利用環境を整え、安全に利用するための危機管理意識を高める。

(13) 地域との連携の推進

①オープンサタデークラブの実施

- ・ 子どもたちに体験を通して「豊かな人間性の育成とともに規範意識を育む」場を提供するため、学校休業日の第1、第3土曜日に地域の教育力を活用したスポーツ、文化、芸術にかかわる課外活動のオープンサタデークラブを開催する。

②地域における健全育成活動の推進

- ・ 挨拶を地域全体に広め、明るく健全な地域社会になるよう、あおいそら運動等との協働により、地域住民の絆を深め、地域全体で子供たちの成長を支える。

③いじめ・虐待を見過ごさない地域社会づくりの推進

- ・ 児童虐待を見過ごさず、地域全体で子どもを見守る社会環境を整え、早期発見、早期対処につなげる。

◎興風図書館

重点目標

- (1) 図書館機能の充実
- (2) 野田市コミュニティ会館の利用促進と設備の維持管理

具体的施策

- (1) 図書館機能の充実

- ①図書館資料及び設備の充実

- ・生涯にわたる学習意欲を高めるための礎となるよう、図書館資料及び設備の充実を図る。

- ②情報提供機能の充実

- ・レファレンスサービスやインターネットを利用したパソコンや携帯電話からの図書館資料の検索や予約サービスを充実させる。

更に、従来のハンディキャップサービスに加え、電子図書館により「読書バリアフリー」の実現を図る。

- ③読書普及活動の推進

- ・図書館講座やおはなし会、ブックスタート事業等の読書普及活動を実施して図書館利用の促進を図る。

- ④学校（図書館）と連携した読書普及活動の推進

- ・興風図書館の司書による教職員や学校図書館支援員、学校図書館ボランティア等への指導・助言を行い、学校図書館の運営支援を行う。
- ・小中学校の児童生徒等の読書を推進するため、興風図書館と指導課との協働により、読書推進業務を実施する。
- ・図書館と学校が連携し、子どもたちの「生きる力・考える力」を養うことを目的とした事業を運営し、図書館の利用促進を図る取組を実施する。

- ⑤民間活力を生かした図書館サービスの充実

- ・民間活力を生かし図書館サービスの充実に努める。

- ⑥児童センターと連携した読書活動の推進

- ・野田市立児童センターの図書コーナーについて、興風図書館の司書が児童センター職員と連携して図書資料の配架と利用促進を図り、子どもたちと本をつなげる読書活動を推進する。

- ⑦生物多様性自然再生への図書館としての取組の充実

- ・図書館ホームページや館内の生物多様性コーナーにおいて、野田市の生物多様性の取組についての紹介と図書館の生物多様性に係る蔵書資料を紹介する。

- ⑧野田市子どもの読書活動推進計画の策定

- ・すべての子どもが本に親しみながら成長していくために、文部科学省や千葉県教育委員会の指針に基づいて、読書活動推進計画を策定する。

(2) 野田市コミュニティ会館の利用促進と設備の維持管理

①各コミュニティ会館の利用促進

- ・コミュニティ会館の貸し出し方法などの周知を図る。

②野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づく施設整備等の実施

- ・野田市社会教育施設等長寿命化計画に基づき、施設整備等を行うため、予防保全的な維持管理を重要視し、施設の基本情報、修繕等の工事履歴及び劣化状況等の情報を蓄積し、長寿命化に向けた施設整備に努める。

◎学校教育課

重点目標

- (1) 学校教育環境の整備
- (2) 確かな学力の向上
- (3) 健やかな体の育成
- (4) 生物多様性自然再生の取組
- (5) 学校施設・設備の充実

具体的施策

(1) 学校教育環境の整備

①学校規模及び学校配置の適正化

- ・全国的な出生率の低下による少子化が進む中、学校において児童生徒が社会性やコミュニケーション能力を育んでいくためには、一定規模の集団を確保する必要があることから、子どもたちのための適切な学校教育環境を整備していくため、統廃合を含めた市立小中学校の適正規模・適正配置等について、具体的な議論を進めていく。特に児童生徒数の減少傾向が著しい福田地区については、令和10年度に義務教育学校を開校することから、必要な準備を進めていく。

②学校運営の支援

- ・教職員の適正な人事異動の実施に加え、学級事務支援員やサポートティーチャー、普通・特別支援学級の児童生徒支援員等を配置するほか、県のスクールサポートスタッフを活用することにより、円滑な学校運営を支援し、子どもたちの教育環境の維持及び整備を図る。

③特別支援学級・通級指導教室の充実

- ・児童生徒一人一人の状況に合わせたきめ細かな指導を行うため、特別支援学級及び通級指導教室へ適切な職員を配置するとともに、進級予定や入級希望を把握した上で必要となる学級の新規開設を図る。

④要・準要保護及び特別支援学級児童生徒への就学援助

- ・経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を実施する。認定基準については、令和6年度に引き続き生活保護収入基準の1.6倍への拡大を継続し、経済的困窮世帯を支援する。また、特別支援学級に就学する児童の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を援助する。

⑤教職員の働き方改革と労働安全衛生管理

- ・子どもたちへより良い教育を実践していくため、指導・教育する立場である教職員の時間外勤務削減を含む働き方改革に取り組むとともに、労働安全衛生管理体制

制を整備し、教職員が教育活動に専念できる適切な労働環境の確保を図る。

⑥市内全校のモラルアップ及び教職員による不祥事根絶への取組

- ・各校から選出されたモラルアップ委員会の代表者による代表者会議を開催し、各校の実践報告や情報交換を行うとともに、東葛飾地区モラルアッププロジェクト委員会に参加し、他市の活動との比較検討や情報交換を行い、各校にフィードバックすることで市内全校のモラルアップを図る。
- ・学校教育課による不祥事の原因分析及び防止対策を基に、映像を含む研修資料を各校に配付し、管理主事を講師として不祥事根絶研修を実施する。

⑦いじめ・虐待防止に向けた研修の継続的な実施

- ・指導課及び子ども家庭総合支援課分室と連携し、校長及び教頭を対象とした小中合同研修会において虐待案件に対する対応についての研修を実施するとともに、小学校5年生を対象とした、いじめ防止についての研修を実施する。

(2) 確かな学力の向上

①サポートティーチャーの配置事業

- ・小中学校にサポートティーチャーを配置することにより、担任や教科担任を含めて複数で指導に当たり、個々に応じたきめの細かい指導を行うことで、学力の向上を図る。

(3) 健やかな体の育成

①口腔保健の推進

- ・児童生徒を対象とした歯科検診を実施するとともに、野田市歯科医師会と協力して「歯と口の健康週間」を実施し、口腔保健の推進を図る。

②生活習慣病対策の推進

- ・小児期における生活習慣病対策として、5月の定期健診結果によるすこやかノートの配付、学校保健会との共催によるサマースクールの実施に加え、10月の生活習慣病健診を実施し、年間を通した生活習慣病対策を推進する。

③薬物乱用防止教育の実施

- ・国の第六次薬物乱用防止五か年戦略に基づき、全ての中学校で年1回以上薬物乱用防止教室を開催するとともに、薬物乱用防止標語の出品を通じて児童生徒に対する啓発機会を創出し、薬物乱用防止教育の充実を図る。

④食育の推進

- ・6月19日及び11月19日を「のだの恵みを味わう給食の日」として、市内統一で野田市の特産物を利用した献立の日に指定し、国と県の食育月間と併せて地産地消及び食育の推進を図る。

⑤安全安心な給食の提供

- ・野田市学校給食食物アレルギー対応マニュアルにより、安全を最優先とした対応方法及び対応内容を徹底し、食物アレルギーを有する児童生徒にも可能な限り給食を提供する。
- ・衛生管理研究会を市内各校で実施し、衛生管理面の改善を行う。また、納品食材の細菌検査を実施し、衛生管理状況を確認する。
- ・野田市学校給食異物混入防止マニュアルを遵守し、全教職員及び調理従事者が異物混入防止に努め、異物混入が確認された場合には適切かつ速やかに対応するとともに、教育委員会へ報告する。

⑥教育委員会による給食費の徴収と債権管理

- ・これまで各学校で行っていた給食費の徴収事務を教育委員会が実施することにより、学校現場における教職員の負担軽減を図る。また、未納及び滞納給食費の徴収においては法律事務所の活用を継続するとともに、居所不明者等の徴収困難な案件については野田市私債権管理条例に基づく債権放棄を検討する等、適切な債権管理を進めていく。

⑦給食に係る保護者負担軽減策

- ・学校給食費の食材に係る費用は保護者負担を原則としつつも、多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第3子以降の義務教育期間における学校給食費について、県の公立学校給食費無償化支援事業を活用して無償化する。
- ・地産地消の推進と子どもたちの郷土意識の育成や地元の農業振興につなげるため、学校給食に野田産米を使用し、購入費については令和5年度から実施している全額公費負担を継続し、保護者負担の軽減を図るとともに食材の安定的な確保と給食水準の維持向上を図る。
- ・食材料費が高騰する中、安全安心で美味しい給食を提供していくため、令和6年度から給食費を改定し1食当たり小学校25円、中学校30円を増額したが、改定分について6年度に引続き全額を市が補助することにより、物価高騰に苦しむ保護者の負担を軽減する。また、食物アレルギーや宗教上の理由等により、学校給食を喫食せず弁当を持参している世帯に対しても、6年度に引続き補助を実施する。

(4) 生物多様性自然再生の取組

①学校給食における黒酢米（減農薬・減化学肥料）の啓発事業

- ・保護者対象の試食会、各校の献立表、食育便り等で学校給食に黒酢米・江川米を使用していることを周知し、生物多様性自然再生の取組について啓発を進める。

(5) 学校施設・設備の充実

①学校給食施設の老朽化対策

- ・経年による老朽化の進行が特に著しい野田市学校給食センター、東部小学校給食室及び南部小学校給食室の3施設について、順次整備を進める。
 - (ア) 野田市学校給食センターは、令和8年度の稼働開始を目標として新築工事等を進めていく。
 - (イ) 東部中学校を親校、東部小学校を子校とする親子給食方式を令和7年度から実施する。
 - (ウ) 南部小学校は、給食室を建替える計画として、教育総務課と連携し、令和6年度から7年度は設計を行う。

◎指導課

重点目標

- (1) 確かな学力の向上
- (2) 豊かな心の育成
- (3) 健やかな体の育成
- (4) ICT 活用の推進
- (5) いじめ・虐待防止対策の推進
- (6) 安全安心な学校（園）づくり
- (7) 地域との連携の推進

具体的施策

- (1) 確かな学力の向上

①ユニバーサルデザインの視点を持った授業展開

- ・授業の中で、ユニバーサルデザインの視点である情報提示、環境整備、学級集団づくりを基に、個に応じた支援の手立てが学級全体に効果のあるものとして保障されることを目指し、全ての児童生徒にとって分かる授業づくりを進める。

②個に応じた特別支援教育の推進

- ・必要に応じて個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用を図る。
- ・切れ目のない支援体制づくり、多様な学びの場の提供、特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談を行うとともに交流及び共同学習の推進を図る。

③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- ・「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に向け、教職員の指導力向上と授業改善を図るために研究指定校を中心に主体的研究・研修を推進する。

④家庭学習を含めた学習習慣の定着

- ・自ら課題を発見し、その課題を主体的に追求することができる児童生徒の育成を目指す。

⑤幼保こ小及び小中学校連携の推進

- ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携の具体化を図るとともに、小中学校の異校種間交流を通じた、より一貫した指導の充実に努める。

⑥読書・学習・情報センターとしての学校図書館の積極的活用と興風図書館等との連携

- ・興風図書館、学校図書館支援員及び地域教育コーディネーター等との連携の下に、学校図書館の環境面における充実化を図る。様々な教科において調べたり、知識理解を深めたりする場として学校図書館の活用を推進する。

また、興風図書館等と団体貸出しや図書館を使った調べる学習コンクール等にお

ける利用に基づく連携により、児童生徒の読書活動の推進を図る。

⑦野田市英語教育推進プロジェクトの充実

- ・小中合同研修事業－学習指導要領に対応した小学校教員・中学校教員向けの研修を実施し、教員の外国語教育指導力の向上を図る。
- ・中学校教員研修事業－学習指導要領に対応した中学校英語科教員向けの研修を実施し、教員の外国語教育指導力の向上を図る。
- ・小学校異国文化体験事業－外部の外国語指導助手（ALT）による出身国の文化の紹介や児童との交流を通して、児童が外国と日本の共通点や違いを認識し、異文化理解を深める。市内3校で実施。

（２）豊かな心の育成

①道徳科の授業を要とした道徳教育の推進

- ・「特別の教科 道徳」の実施－週1回行われている道徳の授業の中で、「命の尊さ」「公正、公平、社会正義」「個性の伸長」「国際理解、国際親善」など小学校19から22、中学校22の内容項目に関わる授業を実施する。
- ・道徳教育の推進－学校教育全般において、自分を大切にすることや他人を尊重することを繰り返し指導し、差別や偏見がなく、思いやりを持った児童生徒を育成する。

②国や郷土の伝統や文化、生物多様性を学ぶ機会の充実

- ・道徳科の内容項目の一つとして、あるいは社会科や生活科、総合的な学習の時間の伝統行事や郷土芸能に関する学習において、伝統や文化を尊重する態度を養う。主に理科や生活科の生物の単元において、生物多様性について学ぶ機会を設ける。

③学校支援地域本部事業の機能を活かした、郷土の偉人に関する資料の充実

- ・地域教育コーディネーターを活用し、郷土の偉人に関する資料等の情報収集を行う。

④豊かな人間関係づくりを核にした学級経営の充実

- ・特別活動の年間計画に位置付け、豊かな人間関係づくり実践プログラムなどを通して、発達の段階に応じた人間関係づくりに必要な基本的な力を身に付けさせ、周りの立場になって考察する「思いやり」の心を育むことを推進する。
- ・毎日の帰りの会等での話し合い活動を通して、一人一人に自己存在感を感じさせつながりのある人間関係を形成する。

⑤学校人権教育の推進

- ・児童生徒の発達段階に応じて人権尊重の教育を多面的・多角的に行う。
- ・いじめや不登校などの解決を図るための相談体制を充実させる。
- ・教職員の人権意識を高揚させ、人権教育における指導者を育成する。

(3) 健やかな体の育成

①体育科授業を核にした体力向上と健康の保持増進

- ・校内研修会での指導助言を通して、体力向上につながる授業の改善を図る。小中学校体育連盟の研修会において、より効果的な指導方法を学び、指導力の向上に努める。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査のデータを基に、野田市の児童生徒の実態を把握し、野田市教育研究会・体育主任研修会を通して、体力向上及び生活習慣の育成について、周知を図る。

②規則正しい生活習慣の確立

- ・望ましい生活習慣について、運動、食事、睡眠から考え、基本的な生活習慣が身に付くように、学校・家庭で「早寝早起き朝ごはん」を推奨する。

③食育の推進

- ・栄養教諭・学校栄養職員による食に関する授業の推進を図る。
- ・学校便りや給食便り等の活用を推進し、家庭への啓発を促す。
- ・「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」や、「学校給食実施状況調査」「食生活アンケート」による朝食摂取の分析を行う。

(4) ICT 活用の推進

①ICT の有効活用に向けた環境整備の推進

- ・一人一台端末の整備・更新に向けた準備や通信ネットワークの強化・改善、充電保管庫の移設、設置などを実施し、GIGA スクール構想の実現に向けて環境整備等を行う。

②一人一台端末を有効に活用した授業改善

- ・GIGA スクール構想の実現に向けて、本市が独自で取り組んでいる NICT（ニクティ）プロジェクトを中心に、教職員の ICT 活用能力育成と児童生徒の活用を進める。

③ICT の活用による教職員の業務改善

- ・校務支援システムの活用やGIGA スクール構想により使用できるようになった機能を積極的に活用することで、業務改善を図る。

④ICT を活用したオンライン交流学习の推進

- ・NICT（ニクティ）プロジェクトの一環として、オンライン交流学习の事例を共有する。

(5) いじめ・虐待防止対策の推進

①子ども家庭総合支援課との連携強化

- ・学校や保護者、地域等から虐待やいじめ等の情報に対して、指導課と子ども家庭総合支援課と連携をし、未然防止及び早期発見・早期解決につなげる。

②児童虐待防止対応マニュアルの見直しと研修の促進

- ・子供をあらゆる虐待から守るために、本市の学校における児童虐待への対応力と関係機関との連携力を強化する。

③教育委員会アドバイザー、スクールロイヤーを活用した法的マインドの醸成

- ・教育委員会アドバイザー及びスクールロイヤーを活用し、保護者に対する法的マインドでの対応を目的とする。

(6) 安全安心な学校（園）づくり

①各種マニュアルの見直し

- ・学校安全計画、危機管理マニュアル、安全マップの見直しと防災教育の充実及び児童生徒を交通事故から守るために、関係機関、団体等が連携した通学時の安全対策を総合的に推進するなど、交通事故の防止を図り、安全安心な学校（園）づくりを進める。

②相談しやすい各種教育相談体制の構築

- ・切れ目のない支援体制作り、多様な学びの場の提供－特別支援学級と通常学級や小中学校と特別支援学校との交流及び共同学習の推進を図る。スクールカウンセラーやひばり教育相談、子どもの発達相談室、福祉・医療関係機関等との連携や協力による望ましい教育的支援を実施する。幼稚園・保育所・認定こども園・小学校・中学校の連携、小中学校の異校種間交流を通したより一貫した指導の充実に努める。
- ・特別な教育的ニーズに応じた丁寧な就学相談－子供たちの就学に関し、一人一人の発達や心身の状態に応じて、持っている力を十分に伸ばすための配慮や支援、適切な教育の場について、丁寧に相談を行う。

③長欠・不登校児童生徒への組織的な支援

- ・個々の児童生徒の成長や発達を支援する観点を持ち、担任一人が抱え込むことがないように、校内では校長のリーダーシップの下、教頭、長欠担当者、教育相談担当者、学級担任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭がチームとして対応していく。ケース会議を開き、校内だけでは対応が難しい場合、その対応にひばり教育相談、訪問相談担当教員等の外部機関や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等につなぎ、協働体制をとって支援する。また、不登校児童生徒の支援策として、小中学校各1校を研究指定校に指定し、空き教室などを活用し、「校内教育支援センター」を設置する。
- ・ひばり教育相談において、児童生徒・保護者・教員を対象に教育相談を行い、市内小中学校の長欠・不登校児童生徒へ働きかける。

ひばり教育相談と小中学校教職員、県スクールカウンセラーが連携し、不登校児

児童生徒が社会的自立に向かうよう支援を行う。小中学校教職員が、研修や市カウンセラーの助言を通して、長欠・不登校児童生徒に対する適切な支援方法を身に付け、実践することにより、長欠・不登校の未然防止や解決を図る。教育支援センターひばりにおいて、学習支援や集団活動を通して不登校児童生徒の自信の回復を図り、学校復帰や社会的自立に向かうよう支援を行う。

④ガイドラインに則った効果的な部活動指導

- ・運用状況調査をおこない、部活動ガイドラインの活用状況を把握し、児童生徒にとって喜びを味わわせ、豊かな人間関係を築き上げるとともに、顧問教員が一層のやりがいを感じ、家庭や地域社会から信頼される指導を展開していけるよう改善を図る。

(7) 地域との連携の推進

①学校支援地域本部事業、東京理科大学とのパートナーシップ協定事業の推進

- ・学校支援地域本部事業－市内 11 中学校区ごとに設置した学校支援地域本部を中心に、学校のニーズに応じ、学校とボランティアとの連絡調整をする地域教育コーディネーターを配置するとともに、中学校区全体で学校教育を支援する体制づくりを推進する。
- ・東京理科大学とのパートナーシップ協定事業－野田市の子供たちの「確かな学力」の基礎となる興味関心の向上及びそのための教員の資質・能力の向上を図る。

②キャリア教育の推進

- ・児童生徒が働くことの喜びや大切さを学ぶことを通して、望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、社会の規律やマナーを学ぶ。

③地域人材・地域資源の活用

- ・地域の優れた人材の持つ教育力を積極的に活用し、特色ある教育活動を展開する。部活動では、地域支援によるクラブ化を進めていくにあたり、専門的な指導のもと技能の向上、充実感・達成感のある活動とする。また、武道指導を通して、より安全で充実した授業を展開する中で伝統的な活動や礼儀作法等を身に付けさせ、人間性豊かな生徒の育成を図る。更に、小学校外国語活動を通して、児童の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の文化や習慣を学ぶ機会を設ける。

④土曜授業の効果的活用の促進

- ・児童生徒の心理的安定を醸成し学校生活を充実させるために、「学校は地域社会と共にある」ことを意識し、土曜ならではの、地域や保護者等に関われた授業を教育課程内で行うことにより、児童生徒の活動を直接、地域や保護者に称賛される機会として実施する。

⑤生物多様性自然再生などの環境教育の推進

- ・環境教育の推進－児童生徒が自然と関わり、生き物とのつながりを意識し、生き物に積極的に関わっていくことができるようになることを目指して、野田市を身近なものとして紹介する。また、中学生がカーボンニュートラルについて学び、環境問題に関心を持つきっかけとするため、事業者による市内中学校へ出前授業を推進する。
- ・小中学校理科副教本の活用－自然観察学習等において「しらべてみよう野田の自然」を積極的に活用し、野田の自然について実感を伴った理解の促進を図る。

⑥コミュニティ・スクールの導入

- ・「社会に開かれた教育課程の実現」のために、「地域とともにある学校づくり」を更に推進する。